

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認②所得情報の照会、支給額の判定③年金情報の照会 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、児童台帳情報ファイル、配偶者台帳情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の第74,75の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第40条 (情報提供事務) 1 番号法第19条第7号 別表第二の第26,30,87項 2 別表第二省令第19,44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課 住民課
②所属長の役職名	子育て支援課長 住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995 (直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課長 三船 徹	健康福祉課長 桐島 光昭	事後	新規の評価書に併せて提出
平成29年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課 子育て支援室	子育て支援課	事後	
平成29年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 桐島 光昭	子育て支援課長 大原 稲子	事後	
平成29年5月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新宮町健康福祉課 子育て支援室 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0239 (直通)	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通)	事後	
平成30年8月1日	I-5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 大原 稲子	子育て支援課長	事後	
平成30年8月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通)	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995 (直通)	事後	
平成30年8月1日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年12月28日	評価実施機関における担当部署	①部署 子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長	①部署 子育て支援課 住民課 ②所属長の役職名 子育て支援課長 住民課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和2年6月19日	II-1. いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月19日	II-2. いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	IV-8. 監査	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	